明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産六九）　一

〔告　示〕

○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委二九）　一
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同三〇）　二
○史跡に指定する件（文部科学一五一）　二
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（厚生労働三六七）　五
○農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件（農林水産二〇九六）　五
○保安林の指定をする件（同二〇九七～二一一三）　五
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の事由及び地域を指定する件（経済産業一八七）　五
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通九九三、九九四）　五
○航路標識に関する件（海上保安庁六三、六四）　六

〔国会事項〕

内閣　六

〔人事異動〕

内閣　六

〔皇室事項〕

官庁事項　八

〔官庁報告〕

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　八
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（沖縄労働局最低賃金公示一）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、建設業の営業の停止命令、建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
会社その他　二三

省令

○農林水産省令第六十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月九日　農林水産大臣　林　芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二大中型まき網漁業の項に次の一号を加える。

十　集魚灯付きの集魚装置を使用してする大中型まき網漁業の操業は、インド洋協定海域においては、禁止する。

附　則

この省令は、平成二十七年九月十日から施行する。